経理のすゝめ

Kompass Accounting Co., Ltd.
日本国公認会計士試験合格者 左近 裕一

第 53 回 財務諸表項目 -VAT-

今月は VAT に関して記載していきたいと思います。

(1)VAT とは

付加価値税(Value Added Tax)と呼ばれるもので、主として、タイ国内の物販やサービスなどの取引に対して課税されます。

(2)日本の消費税との主な違い

納税額算出に際し、日本の消費税は会計記録から消費税額を算出する帳簿方式を採用していますが、タイの VAT はすべての課税取引をタックスインボイスにより証明するタックスインボイス方式を採用しています。

(3)タックスインボイスとは

インボイス(請求書)という意味はなく、税額票として訳されることが多いです。
VAT 課税取引があったことを証明するために発行されます。

タックスインボイスに最低限記載すべき事項は下記の通りです。

- 『TAX INVOICE』という表記
- 発行者の社名、住所、納税者番号
- 支払者の氏名又は社名、住所
- タックスインボイスの連番
- 物品又はサービスの名称、数量及び価格等
- VAT の金額
- タックスインボイス発行日付
- 本店か支店(発行者、支払者共に必要。)
- 支店の場合には支店番号(発行者、支払者共に必要。)
- その他歳入局長の定める事項

上記の様に非常に記載要件が細かいため、実務上、タックスインボイス単体で発行されることは少なく、請求書、納品書又は領収書兼タックスインボイスとして発行されます。

(4)タックスインボイスの発行

タックスインボイスは、VAT の課税取引があったことを証明する書類であるため、VAT が課税されるタイミング(課税点)で発行されます。

通常のタイ国内物品販売の場合、原則として物品の引き渡し時点が課税点となります。
そのため、納品書兼タックスインボイスとして発行されることが多いです。
なお、下記のいずれかの行為が引き渡し前に行われた場合には、下記の行為を行った時点を課税点と見做すとされています。

テラスグループ各社のサービスのご案内、各社の地図、月報購読・Q&A サービスのお申し込みはこちらから→ http://www.tellusgp.com

(a) 所有権の移転
(b) 代価の受領、又は、
(c) タックスインボイスの発行

通常のタイ国内サービスの場合、原則として代価の受領時点が課税点となります。
そのため、請求書兼タックスインボイスとして発行されることが多いです。
なお、下記の行為が代価の受領前に行われた場合には、下記の行為を行った時点を課税点と見做すとされております。
(a) タックスインボイスの発行
サービスの場合には、VAT の課税点である代価の受領と発生主義による会計上の記帳タイミングに差異があることも留意する必要があります。キャッシュアウトが先行しますが、会計上の記帳タイミングと合わせるため、請求書兼タックスインボイスとして発行する会社もあります。

(5)タックスインボイスの発行

タックスインボイスの発行者及び受領者側の処理は下記の通りです。
タックスインボイス発行者(Original1 枚、Copy3 枚発行)

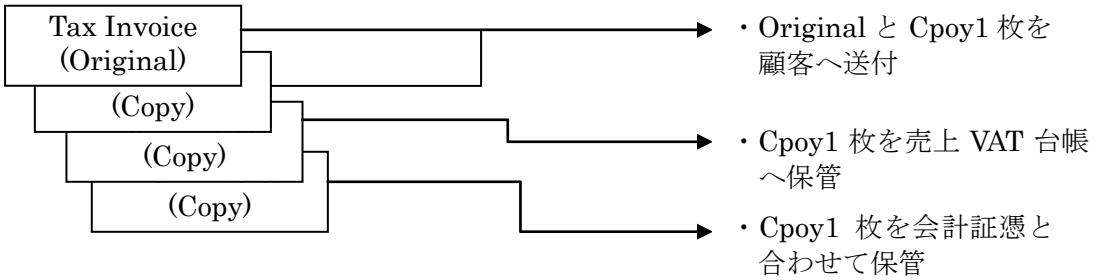

タックスインボイス受領者(Original1 枚、Copy1 枚受領)

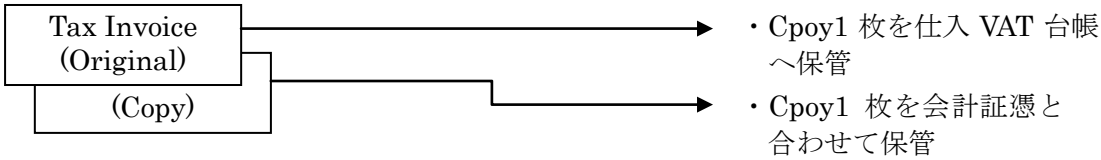

最後に、月次売上VAT 台帳と仕入VAT 台帳の合計額をVAT の申告書へ転記し、VAT 申告を行います。
それでは、宜しくお願い致します。

KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】
会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】 代表 **小林(こばやし) 一雅(かずまさ)** (日本国公認会計士)/**左近(さこん) 裕一(ゆういち)** (日本国公認会計士試験合格者)
社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.
住所: 323 United Center Bldg., 19th FL., Unit 1901-1902B Silom Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500
Tel: 66 (2) 635-5145 Fax: 66 (2) 635-5150 E-Mail: sakon@KompassAccounting.com

テラスグループ各社のサービスのご案内、各社の地図、月報購読・Q&A サービスのお申し込みはこちらから→ http://www.tellusgp.com

経理のすゝめ

Kompass Accounting Co., Ltd.
日本国公認会計士試験合格者 左近 裕一

第 54 回 財務諸表項目 -源泉税-

今月は源泉税に関して記載していきたいと思います。

(1)源泉税とは

支払者が一定の取引に関し、支払時に一定の税額を天引きして支払う時（源泉徴収時）、その天引きされた税額を源泉税といいます。

(2)タイ国内取引の主な源泉税率

タイ国内取引の主要な取引の源泉税率は下記の通りです。

賃貸	5%
運送料	1%
損害保険料	1%
広告宣伝料	2%
その他サービス	3%

※給与に関する源泉税は個別に計算が必要です。

請求書上、源泉税に関しては記載されていない又は、タイ語記載されていることも多く、必要に応じて先方へ問い合わせを行う必要もあり、基本的にタイ人経理担当に任せた方が無難です。開業当初等によりタイ人経理担当者不在の場合には会計事務所の一時起用を検討された方が良いでしょう。

(3)源泉徴収票とは

支払者が受領者に対し源泉税を差し引いたことを証明し交付する証票です。

100 の請求に対して 3%の源泉徴収が必要な場合には下記のイメージ図の通りです。(VAT 考慮外)

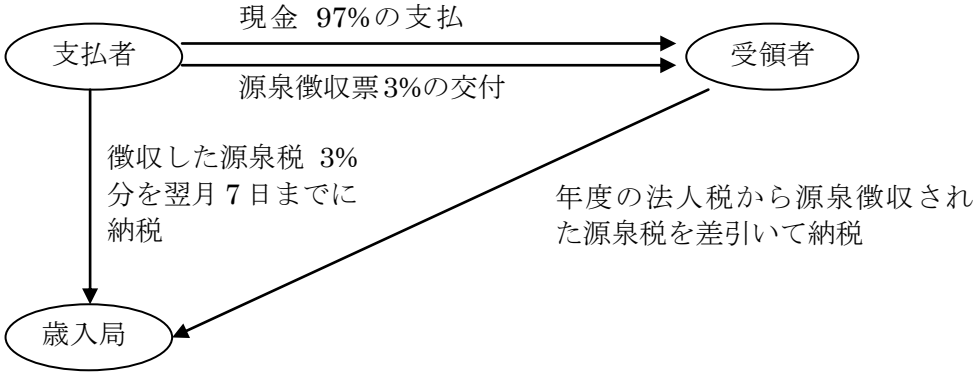

支払うのは、源泉徴収後の金額のため、源泉徴収を行った証明として源泉徴収票を交付する必要があります。

テラスグループ各社のサービスのご案内、各社の地図、月報購読・Q&A サービスのお申し込みはこちらから→ http://www.tellusgp.com

受領者において、差引かれた源泉税は年度の法人税（個人であれば所得税）額から控除することができ、法人税の前払いと考えることが出来ます。支払者が受領者の代わりに法人税を前払しているため、源泉徴収票を入手して、対価の受領を受けたと考えます。

(4)源泉徴収票の発行

源泉徴収票の発行者及び受領者側の処理は下記の通りです。
源泉徴収票の発行者（4 枚発行）

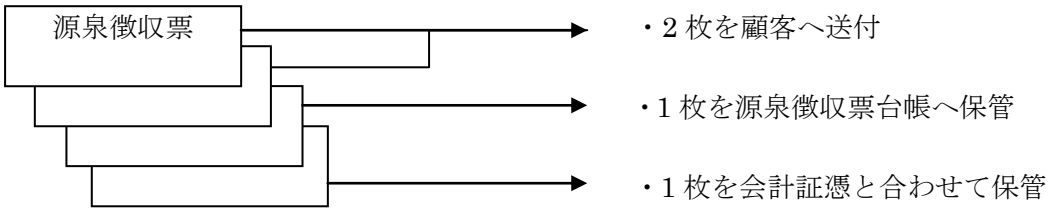

源泉徴収票の受領者（2 枚受領）

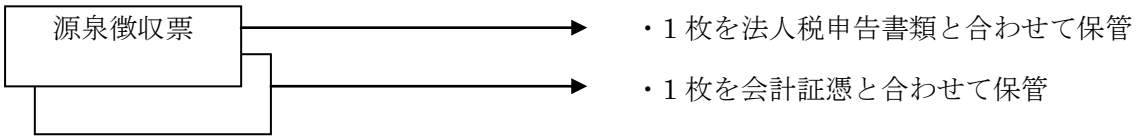

(5)源泉税申告

源泉徴収した税額は、単なる預り金としての性格ですので、源泉徴収票の受領者に代わり税務署へ納税する必要があります。

月次で源泉徴収した金額をまとめ、下記の申告書を用いて納税します。申告期限は翌月 7 日です。
・PND3　支払先が個人事業主の場合の源泉税の納税申告書
・PND53　支払先が法人の場合の源泉税の納税申告書
※給与に関しては、個人に対する支払ですが、PND3 を用いずに PND1 という申告書を用います。

それでは、宜しくお願い致します。

KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】
会計帳簿の作成（総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成）、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料（関係会社向け連結パッケージ）の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】 代表 **小林（こばやし） 一雅（かずまさ）**（日本国公認会計士）/**左近（さこん） 裕一（ゆういち）**（日本国公認会計士試験合格者）
社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.
住所: 323 United Center Bldg., 19th FL., Unit 1901-1902B Silom Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500
Tel: 66 (2) 635-5145　Fax: 66 (2) 635-5150　E-Mail: sakon@KompassAccounting.com

テラスグループ各社のサービスのご案内、各社の地図、月報購読・Q&A サービスのお申し込みはこちらから→ http://www.tellusgp.com

経理のすゝめ

Kompass Accounting Co., Ltd.
日本国公認会計士試験合格者 左近 裕一

第 55 回 財務諸表項目 -棚卸資産-

今月は棚卸資産に関して記載していきたいと思います。

(1)棚卸資産とは

①通常の事業において販売を目的に保有しているもの。(商品又は完成品等)
②その販売を目的とする生産過程にあるもの。(仕掛品等)
③生産過程または役務提供にあたって消費される原材料、貯蔵品 とされております。

(2)棚卸資産の原価範囲

購入代価＋仕入副費(輸入関税、運賃、買付手数料等)＋加工費です。
また、購入に係る値引き、割戻し、割引は購入代価から控除します。

(3)棚卸資産の払出単価

払出単価の測定技法は下記の通りです。

個別法により測定しなければならない場合を除き、
・先入先出法
(先に購入又は製造されたものから先に販売されたと仮定する方法)
・加重平均法
(棚卸資産の原価の総額を数量で除すことにより払出単価を算出する方法)
(加重平均法には、その都度加重平均する方法と、月でまとめて加重平均する方法があります。)
上記を優先的に用いる方法として規定されています。
※後入先出法及び最終仕入原価法に関しては認められていません。

タイ会計基準上は、標準原価に関しては、適用結果が実際原価と近似する場合にのみ簡便法として認められています。事前に計算手法等に関して、監査人の許可を取っておくことが望ましいと思います。
歳入法典上、標準原価を使用できるか否かに関しては規定がなく、ルーリングがありません。実務的には、原価差額を調整すれば使用可と解釈されています。

(4)棚卸資産の払出数量

棚卸資産の払出数量を認識する方法として下記の 2 つ方法があります。
①継続記録法 商品の払出の都度、払出数量を認識する方法
②棚卸計算法 商品の払出の都度、払出数量を認識せず、実地棚卸による実際在庫数量をもって払出数量を算出する方法

つまり、継続記録法では、期首在庫と当期仕入から払出数量を差し引いたものを期末在庫として認識するのに対し、棚卸計算法では、期首在庫と当期仕入の合計額から期末在庫を差し引いたものを払出数量として認識します。

テラスグループ各社のサービスのご案内、各社の地図、月報購読・Q&A サービスのお申し込みはこちらから→ http://www.tellusgp.com

上記の仕訳は下記の通りです。

	継続記録法		棚卸計算法	
	借方	貸方	借方	貸方
仕入時	商品	買掛金	仕入	買掛金
払出時	売上原価	商品	仕訳なし	
決算時	仕訳なし		売上原価 売上原価 期末商品	期首商品 仕入 売上原価

継続記録法では、売上(払出)の都度、その払出した商品の払出単価を計算する必要があります。
そのため、払出時点で原価を計算する必要があるため、棚卸資産の払出単価方法に関し、月次加重平均法では計算することは出来ません。

また、上記は会計上の認識方法です。VAT 規則上、在庫台帳に受払数量を記録することが求められており、棚卸計算法を採用した場合にも、在庫台帳上、払出の都度、払出数量を記録する必要があります。(払出単価までの記録は不要です。)

(5)棚卸資産の期末評価

原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額により測定されます。また、選択適用ではないため、毎期正味実現可能価額の評価が求められます。
正味実現可能価額とは、予想売価から見積原価及び見積販売費を控除したものです。

正味実現可能価額が原価を下回った場合の評価差額の取り扱いは、会計上、発生した会計期間の費用になります。通常、損金算入は認められ、税務調整が必要です。

評価差額の戻入に関しては、正味実現可能価額を毎期評価するため、正味実現可能価額が前期よりも回復した場合には戻し入れられることになります。戻入の上限は、原価を超えることはありません。原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額により測定されるためです。

それでは、宜しくお願い致します。

KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】 代表 **小林(こばやし) 一雅(かずまさ)** (日本国公認会計士)/**左近(さこん) 裕一(ゆういち)** (日本国公認会計士試験合格者)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: 323 United Center Bldg., 19th FL., Unit 1901-1902B Silom Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 635-5145 Fax: 66 (2) 635-5150 E-Mail: sakon@KompassAccounting.com

テラスグループ各社のサービスのご案内、各社の地図、月報購読・Q&A サービスのお申し込みはこちらから→ http://www.tellusgp.com

経理のすゝめ

Kompass Accounting Co., Ltd.
日本国公認会計士試験合格者 左近 裕一

第 56 回 財務諸表項目 -有形固定資産-

今月は有形固定資産に関して記載していきたいと思います。

(1) 有形棚卸資産とは

企業が長期にわたって使用する資産を固定資産と言い、建物、車両、機械設備等、具体的な形があるものを有形固定資産と言います。のれん、営業権などの長期にわたって使用する資産で、具体的な形がないものは無形固定資産と呼ばれます。

(2) 有形固定資産の計上基準

1 年以上使用する1バーツ以上の資産は固定資産として計上する必要があります。
一方で、理屈通り1バーツ以上をすべて固定資産として計上してしまうと、ほぼすべての資産を固定資産として取り扱う必要が出てしまいます。
そのため、税務リスクがあるものの各社自主的に計上基準を定めていることが多いです。
税務署のセミナー等で言われている非公式の見解では、500 や 1,000、2,000 バーツといったレベルの様です。
日系会社では、税務署の見解よりも金額を大きくし、メーカーであれば1万バーツ未満、その他の会社で 5 千バーツ未満といった金額が多いように思います。

(3) 有形固定資産の耐用年数

会計上は、その固定資産の使用が合理的に見込まれる年数(経済的耐用年数)となります。
税務上認められている最短の耐用年数は、建物 20 年、IT 機器 3 年、その他 5 年です。
実務上は、金額の比較的大きな固定資産については、個別に耐用年数を定め、その他は税務上最短の耐用年数を使用している会社が多いです。
特にタイで大手の監査法人から監査を受けている場合には、金額の大きな固定資産に関して、指摘が入ることもあり、親会社で使用している耐用年数に合わせるなどの対応が必要になります。

(4) 有形固定資産の取得原価

購入代価の他、使用可能な状態になるまでにかかった不随費用が含まれます。
不随費用には、運送費、関税、据え付け費用、借入の利息が含まれます。また、理屈上、固定資産を使用した結果生じる解体費用等(資産除去債務)も含める必要がありますが、資産除去債務については、経験上、タイの監査で指摘を受けることは少ないように思います。
複数の固定資産を一括して購入した場合など、複数の固定資産に対して、不随費用が生じていることや、全体に対して値引きがあることもあります。不随費用や値引きが、どの固定資産に生じているのか特定できない場合には、金額比等で個々に按分する必要があります。

(5) 有形固定資産の償却開始時期

使用可能となった時から償却を開始します。実務上、検収の行われない資産については、所有権の移転日(Delivery Note の日付)、検収の必要な資産については検収完了日から償却を開始します。

テラスグループ各社のサービスのご案内、各社の地図、月報購読・Q&A サービスのお申し込みはこちらから→ http://www.tellusgp.com

日本では、事業の用に供した時から償却を開始するため、タイの方が償却開始が早いです。
会社設立時等、損益を予想する際に、混乱しないよう、事前に確認しておきましょう。

(6) 有形固定資産の償却方法

9 割以上、定額法により償却されます。
定額法とは、耐用年数の期間中、毎期同額の減価償却費を計上する方法です。500 バーツの固定資産を 5 年の耐用年数で償却するのであれば、一年あたり 100 バーツ(500÷5 年)といった具合です。
日本では、定率法が多く採用されていると思います。タイでも定率法を採用することは可能ですが、償却方法決定に当たっては、資産の持つ経済的便益の消費パターンを適切に見積り、証明する必要があり、定率法の採用はハードルが高いように思います。そもそも日本でも日本の税務に引っ張られる形で、昔から定率法を採用していたため、現在も使用されているだけであり、定率法が固定資産の使用の実態に合っているのかは疑問があるように思います。

(7) 有形固定資産の売却

期中、売却時までの減価償却費を計上し、売却時の簿価と売却価額の差を有形固定資産売却損益として計上します。
売却時に実務上気を付けるべき点は、売却価額についてです。
時価の算定の難しい固定資産については、可能な限り 5%10%の利益を乗せて売却された方が良いと思います。売却損が計上されている場合、税務調査時、時価未満で売却したと指摘されるリスクが高くなり、指摘された場合には、税務署の言い値で、売却益と寄付金が計上されることになります。タイ国内販売の場合には、VAT も絡むため、ペナルティが大きくなり、注意が必要です。
時価がある資産については、当然時価で売却されることが望ましいです。一方、一般的な市場がなく、交渉により売却価額が決まるような場合には、その後の税務調査に備えるため、交渉の経緯や内容を保管し、なぜその売却価額になったのかを証拠を提示しながら説明できる状態にしておくことが望ましいです。
また、タイの財務諸表は国際会計基準と同様に、営業外や特別損失の括りがありません。
タイの財務諸表を日本に報告する際には、必要に応じて別途組み換えが必要になります。

最後に私事ですが、先月、男の子が産まれました。第一子のため、不安 9 割、嬉しさ 1 割といったところでしょうか。今も、泣いたら、あやす。を繰り返しながら深夜、この月報を書いています。
皆様はどのような 2018 年でしたでしょうか。それでは良いお年を。

KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】 代表 **小林 一雅**(こばやし かずまさ)(日本国公認会計士)/**左近 裕一**(さこん ゆういち)(日本国公認会計士試験合格者)
社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.
住所: 323 United Center Bldg., 19th FL., Unit 1901-1902B Silom Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500
Tel: 66 (2) 635-5145 Fax: 66 (2) 635-5150 E-Mail: sakon@KompassAccounting.com

テラスグループ各社のサービスのご案内、各社の地図、月報購読・Q&A サービスのお申し込みはこちらから→ http://www.tellusgp.com